

## 食品衛生トピックス 《2012/10/01》

### ○ 米国産ナッツ類加工品等々の取扱いについて

米国において発生したサルモネラ食中毒に関連し、ローストピーナッツ、ピーナッツバター、ピーナッツペースト、アーモンドバター、カシューバター及びタヒニ（練りごま）並びにその加工品の自主回収が行われているところです。

これに基づいて、輸入時等の対応が通知されました。

- ・ 米国からピーナッツ加工品、アーモンド加工品、カシューナッツ加工品及びタヒニ（練りごま）並びにその加工品が輸入された場合には、製品又は原材料が下記に示す製造者に該当するか否かを確認し、該当する場合には、当該品を積戻しするよう検疫所から指導されます。
- ・ 該当する場合であっても、加熱加工等により安全性に問題がない可能性がある場合には、検疫所への個別照会となります。

1. 製造者名：①Sunland, Inc. 又は②Trader Joe's

2. 製造年月日：①2012年5月1日～同年9月24日

3. 賞味期限：①2013年5月1日～同年9月24日

4. 参考：FDAホームページ (<http://www.fda.gov/default.htm>)

詳細情報<http://www.fda.gov/Safety/Recalls/ucm320647.htm>

<http://www.fda.gov/Safety/Recalls/ucm320818.htm>

<http://www.fda.gov/Safety/Recalls/ucm320579.htm>